

平成25年(行ウ)第708号 文書不開示決定処分取消等請求事件

原告 和田千代子










被告 国(処分行政庁:防衛大臣)

準備書面(3)

平成26年12月25日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

中	野	康	典	
曾	我		寛	
原	口	修	平	
田	村	慎	一	
鈴	木		治	
山	田	弘	一	
前	田	耕	輔	
木	下	盟	仁	
猪	狩	和	樹	

被告は、本準備書面において、請求の趣旨第1項に対する従前の答弁を一部変更した上で（後記第1）、本件文書の一部を保有していたことが判明した経緯等を述べ（後記第2）、併せて、金原節三氏の遺族から寄贈された文献資料（「金原文庫」）に関して調査した結果について述べる（後記第3）。

また、原告の2014年（平成26年）7月9日付け準備書面（I）（以下「原告準備書面（I）」という。）「第4 被告準備書面（I）の第2に対する求釈明」に対する回答（後記第4）及び原告の2014（平成26）年10月16日付け求釈明書（以下「原告求釈明書」という。）に対する回答（後記第5）を行う。

なお、略称等は本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 請求の趣旨第1項に対する変更後の答弁

### 1 変更後の答弁

- (1) 請求の趣旨第1項の訴えのうち、防衛大臣が平成24年2月2日付けで原告に対して行った別紙記載の文書の不開示決定の取消しを求める部分を却下する。
- (2) 請求の趣旨第1項の請求のうち、その余の請求は棄却する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

### 2 答弁変更の理由

防衛大臣は、本件開示請求に対して本件処分を行っていたが、今般、後記第2のとおり、改めて本件文書を探索した結果、本件文書の一部（別紙記載のもの。以下「本件開示文書」という。）を保有していたことが判明した。

防衛大臣は、本件文書の一部を開示することが相当であるとの判断に至り、平成26年10月20日、原告に対して、不存在を理由とする本件文書の不開示決定処分（本件処分）に対する原告の異議申立てを棄却した決定を取り消し、本件開示文書を開示する旨の決定（以下「本件開示決定」という。）を行った（乙第7号証及び乙第8号証。なお、本件処分のうち、存在が明らかとならな

かった残余の文書(以下「本件不開示文書」という。)を不開示とする部分を、以下、「本件不開示決定」という。)

したがって、原告の請求の趣旨第1項の訴えのうち、本件開示文書の不開示決定の取消しを求める部分については、訴えの利益を喪失したことになるから、却下を免れない。

## 第2 本件開示文書の保有が判明した経緯等

### 1 本件開示文書が発見された経緯及び本件開示決定の経緯について

(1) 被告準備書面(1)第2の3(4及び5ページ)で述べたとおり、防衛省においては、従前から、自衛隊員を構成員とする私的な団体が発行した出版物の保有状況についての調査を行うとともに、原告からの本件開示請求を受け、陸上自衛隊の関係部局の事務室内、書庫等の探索を行うほか、本件異議申立てを受け、改めて、陸上自衛隊の関係部局の事務室内、書庫、防衛省図書館、防衛大学校総合情報図書館及び防衛研究所図書館の探索を行っていたものであるが、本件訴訟に当たり、平成26年8月7日、改めて、陸上幕僚監部監理部総務課情報公開・個人情報保護室の担当者が防衛医科大学校総務部総務課及び技術研究本部総務部総務課情報保全室に確認したところ、防衛医科大学校図書館において、衛生学校記事の一部(28冊)を保有していたことが判明した。

(2) 防衛医科大学校での発見を受けて防衛省は、同月12日から同年9月30日の間、省内全ての文書管理者5203名(乙第9号証)を対象として文書探索を実施した。

(3) そうしたところ、同年8月13日、航空自衛隊三沢基地に所在する北部航空方面隊司令部医務官室において、衛生学校記事が更に22冊発見され、また、同年9月17日、航空自衛隊立川分屯基地に所在する航空開発実験集団航空医学実験隊において、衛生学校記事1冊が発見された。ただし、それら

は、いずれも、防衛医科大学校で発見された上記(1)のものと重複するものであった。

- (4) 本件開示文書の発見を受け、防衛省においては、同月18日午前、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室の担当者が開示請求者である原告に対し、電話にて事実関係を説明し、本件開示文書を保有していたにもかかわらず、不存在として非開示処分をしたことについて謝罪した。

さらに、同日午後、防衛省は、報道官の定例記者会見において、「衛生学校記事」の一部が発見された旨公表した。

- (5) 同年10月3日午後、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室担当者が開示請求者に対し、電話にて防衛省内の全ての探索が終了した旨を伝達した。
- (6) 防衛大臣は、同月20日、不存在を理由とする不開示決定処分(本件処分)に対する異議申立てを棄却した決定を取り消すとともに、本件開示決定を行い、原告に対し、「決定書」(乙第7号証)及び「行政文書開示決定通知書」(乙第8号証)を発出した。

## 2 防衛省における情報公開請求に係る文書探索の手順等について

- (1) 防衛省においては、情報公開請求に係る文書探索は、行政文書開示請求書を大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室で受付後、開示請求に該当する行政文書を保有していると考えられる本省の官房各局及び省内各機関の情報公開担当部署に探索を依頼し、これを受けた官房各局及び省内各機関の情報公開担当部署においては、当該文書が存在すると思われる官房各局及び省内各機関内の各部署を探索して、その結果を大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室に報告する手順となっている。
- (2) 本件開示請求においては、上記(1)の手順で本件文書の探索が実施されたが、防衛医科大学校では、本件文書が存在する可能性があると思われた総務課、教務課、病院庶務課及び図書館の事務室について探索を行ったものの、図書館の蔵書までは探索しなかったため、その存在を確認できなかった。

しかしながら、本件訴訟に当たり改めて実施された文書探索において、同校情報公開担当者は、衛生学校記事が同校設立以前の文書であることから、図書館に存在する可能性も否定できないと判断し、蔵書を含めて探索した結果、平成26年8月7日に本件文書の一部について発見に至ったものである。

(3) なお、防衛医科大学校で本件文書が発見されたことから、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室では、防衛省内すべての文書管理者を対象として探索を行うこととし、同月12日から9月30日までの間、当該探索を実施したところ、航空自衛隊三沢基地に所在する北部航空方面隊司令部医務官室及び同立川分屯基地に所在する航空開発実験集団航空医学実験隊において、防衛医科大学校で発見されたものと重複する文書が発見されたものである。

### 第3 金原節三氏から寄贈された文献資料について

1 金原節三氏(以下「金原氏」という。)は、昭和30年8月に自衛隊に入隊し、第4代陸上自衛隊衛生学校長に就任し、昭和32年12月に陸上自衛隊幕僚監部・衛生課長に就任し、昭和33年7月から陸上自衛隊幕僚監部第3代衛生監を務め、昭和36年11月に自衛隊を退職した(甲第9号証本文7及び8ページ)。

金原氏は、昭和51年に他界したが、昭和52年、金原氏の遺族が金原氏が所蔵していた文献資料を陸上自衛隊衛生学校(以下「衛生学校」という。)に寄贈した。

2 昭和57年9月30日、衛生学校は、教官及び学生の教育並びに研究に資する各種参考品を展示する彰古館(衛生学校本館3階)内に、「金原節三先生コーナー」を設置した(乙第10号証37ページ)。彰古館は、部内者部外者を問わず、来校者が自由に資料を供覧できるように一般開放されている(乙第11号証295ページ)。もっとも、当時、同コーナーにおいて、どのような文献資料がどのような形態で展示されていたのかに関する資料が残っておらず、

詳細は確認できない。

- 3 平成22年7月、彰古館は、衛生学校本館3階から衛生学校と同じ敷地内にある部隊医学実験隊庁舎に移転した(乙第12号証)。「金原節三先生コーナー」は、移転後の彰古館に設けられておらず、彰古館の移転までの間のいずれかの時点で廃止されたものと推察される。

なお、現在、彰古館に所蔵されている資料のうちで、「金原節三先生資料目録」(甲第9号証)に記載されている資料と名称が一致するものが641点あるが、「衛生学校記事」は所蔵されていなかった(乙第13号証)。

#### 第4 原告準備書面(1)第4記載の各求釈明事項に対する回答

##### 1 「1」記載の求釈明事項について

- (1) ①『衛生学校記事』の編集発行に関する「衛生記事刊行規則」(学校達第10号)(35.6.7)、「三宿修親会会則」(35.11.24)、「衛生学校定員暫定規則」及び「衛生学校記事発行・編集運営規約」の保有について

「衛生記事刊行規則」及び「衛生学校定員暫定規則」は、保存期限を経過しており、防衛省において保有していない。また、「三宿修親会規則」及び「衛生学校記事発行・編集運営規約」についても現在保有していない。

- (2) ②『衛生学校記事』は私的団体が発行していたと根拠について

被告準備書面(1)第2の1(3ページ)で述べたとおり、「衛生学校記事」は、昭和35年以降、私的団体である三宿修親会の事業として編集及び発行され、その後は、「衛生学校記事」編集委員会が編集し、三宿修親会が発行を手がけていたものである(乙第1号証)。三宿修親会が衛生学校とは異なる私的団体である以上、仮に衛生学校幹部職員が編集委員会等を構成していたとしても、「衛生学校記事」の発行それ自体は私的団体によるものであることは明らかである。

##### 2 「2」記載の求釈明事項について

(1) ①2010(平成22)年の別件文書不開示決定に対する異議申立て事案の内容について

平成21年12月1日受付で『「自衛隊員を構成員とする私的な団体の出版物」(「部外に対する意見発表の際の手続の実施について(通知)」(官広第2917号 21.3.12))に該当するもの全て(2009.8.21一本本B387において特定された以降のもの)。\*陸幕担当分。『陸戦研究』『波濤』『鵬友』が含まれる場合は含めてください。』との開示請求を受け、平成22年2月1日付けで不存在を理由に不開示決定処分を行ったところ、同月8日付けで開示請求者より不開示決定処分の取消しを求める異議申立て(以下「別件異議申立て」という。)があったものである。

(2) 別件異議申立てにおいて、衛生学校において調査対象になった文書について

「衛生学校記事」及び「ふかみどり」である。

(3) 別件異議申立てにおいて、乙第5号証(「総括表」)以外の開示資料の開示について

別件異議申立てにおいては、原処分を取り消し、改めて開示決定を行うとされたものの、開示請求手数料が未納であったため、結局、情報公開法9条2項に基づき不開示決定処分とされた。よって開示した文書はない。

3 「3」記載の求釈明事項について

前記第2のとおりである。

3 「4」記載の求釈明事項について

(1) ①防衛省行政文書管理規則において、「陸上自衛隊衛生学校」が編集発行する研究誌は、どのように管理、保管されるのかについて

衛生学校が作成する文書は行政文書として管理及び保管される。

(2) ②陸上自衛隊の行政文書管理規則における文書の作成・保管・廃棄の規定について

昭和32年当時、文書の作成・保管・廃棄については陸上自衛隊記録文書保存規則によって定められており、文書の内容に応じて、保存期間については、永久保存、5年保存、3年保存、1年保存が定められていた。また、文書作成については分類の要領、また、廃棄する際に廃棄目録を作成し部隊等の長の決裁を受ける旨が定められていた。

昭和42年に廃棄に関する条項が改正され、廃棄する際には、総務課等の長に通報する旨が定められた。

(3) ③「衛生学校記事」の登録・保管・廃棄の根拠について

当時、「衛生学校記事」を陸上自衛隊記録文書保存規則の対象として管理していたかどうかは不明であるため、どのように作成・保管・廃棄されたのかについても判断することは困難である。

**第5 原告求釈明書に対する釈明**

1 「1」記載の求釈明事項について

前記第2の1のとおりである。

2 「2」記載の求釈明事項について

現在、彰古館において、原告が衛生学校へ寄贈したと主張する2028件の資料の内、名称が一致する資料が641点存在する（乙第13号証）。

3 「3」記載の求釈明事項について

(1) 防衛医科大学校

「衛生学校記事」を所持するに至った経緯について調査を行ったが、受入れに関する記録が残っていないため、その経緯は不明である。

なお、昭和61年度に数冊ずつをまとめて製本し、防衛医科大学校図書館の蔵書として登録している（製本された各冊に昭和62年1月31日付の受付印がある。）。

(2) 三沢基地



「衛生学校記事」を所持するに至った経緯について調査を行ったが、受入れに関する記録が残っていないため、その経緯は不明である。

(3) 立川分屯基地

「衛生学校記事」を所持するに至った経緯について調査を行ったが、受入れに関する記録が残っていないため、その経緯は不明である。

4 「4」記載の求釈明事項について

前記第2の2のとおりである

5 「5」記載の求釈明事項について

前記第2の1(4)のとおり、原告に対しては、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室の担当者が電話にて事実関係を説明し、本件開示文書について不  
存在として不開示処分をしたことについて謝罪した。

以 上

(別紙)

1 月刊分 (昭和32年8月～昭和34年1月)

- (1) 第4号 (昭和32年10月発行)
- (2) 第8号 (昭和33年2月発行)
- (3) 第9号 (昭和33年3月発行)
- (4) 第14号 (昭和33年8月発行)

2 季刊分 (昭和36年の復刊以後)

- (1) 第1巻第1号～第3号 (昭和36年4月・7月・10月発行)
- (2) 第2巻第1号～第4号 (昭和37年1月・4月・7月・10月発行)
- (3) 第3巻第1号～第4号 (昭和38年1月・4月・7月・10月発行)
- (4) 第4巻第1号～第4号 (昭和39年1月・4月・7月・10月発行)
- (5) 第5巻第1号～第4号 (昭和40年1月・4月・7月・10月発行)
- (6) 第6巻第1号～第4号 (昭和41年1月・4月・7月・10月発行)
- (7) 第7巻第1号 (昭和42年1月発行)